

○宮崎県住宅供給公社役員給与等支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎県住宅供給公社（以下「公社」という。）役員給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(常勤役員)

第2条 常勤役員（公益法人等への一般職員の地方公務員の派遣に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）には、報酬、期末手当及び通勤手当を支給する。

(報酬)

第3条 常勤役員報酬額は、別表第1に掲げる額とする。

(期末手当)

第4条 常勤役員期末手当額は、別表第2により計算した額とする。

(県派遣役員)

第5条 県派遣役員給与については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用する。

(支給)

第6条 この規程に定めるもののほか、常勤役員報酬、期末手当及び通勤手当の支給については、宮崎県住宅供給公社職員給与規程（以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員)

第7条 非常勤役員報酬等については、理事長が別に定める。

(旅費)

第8条 役員旅費は、職員給与規程の適用を受ける職員の例により支給する。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

別表第 1 (第 3 条関係)

常勤役員の報酬額

職 名	報 酬 月 額
理 事 長	3 6 1, 6 0 0 円
副 理 事 長	3 6 1, 6 0 0 円
常 務 理 事	2 9 3, 2 0 0 円
常 任 監 事	2 9 3, 2 0 0 円

別表第 2 (第 4 条関係)

常勤役員の期末手当

期 末 手 当	6 月期支給額	報酬月額×(1+役職加算割合)×0.975月
	12月期支給額	報酬月額×(1+役職加算割合)×1.125月
加 算 割 合	理 事 長 及 び 副 理 事 長	1 5 %
	常 務 理 事 常 任 監 事	1 0 %

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、昭和60年8月1日から施行する。
- 2 役員の退職手当支給要領（昭和54年10月8日施行）は廃止する。
(経過措置)
- 3 平成10年3月に支給される常勤役員の期末手当に関する第2条第3項の適用については、その例によることとされる給与規程第20条第3項中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。
(平成21年6月に支給する期末手当の特例)
- 4 平成21年6月に支給する期末手当に関する別表第2の規定の適用については、別表第2中「1.1月」とあるのは「1.0月」とする。

附 則（昭和61年6月1日）

この規程は、昭和61年6月1日から施行し、昭和60年8月1日から適用する。

附 則（平成2年12月28日）

この規程は、平成2年12月28日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月26日）

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月25日）

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び別表を改める改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程（前項ただし書きに規定する改正規定に限る。）による改正前の第2条第4項の規定は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）前の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 施行日前から常勤役員である者が、施行日以降も引き続き在職する場合には、施行日前日に退職したものとみなして、従前の例により退職手当を支給するものとする。

附 則（平成15年12月1日）

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

（施行期日等）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この規程は、平成21年12月10日から施行し、改正後の別表第2の規定は、同年12月期の期末手当から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。